

平成 14 年 6 月 21 日から平成 14 年 10 月 20 日まで

熊本県公告第 512 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂秋津店
熊本市秋津町秋田 古屋敷 3446-28
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
- 3 変更の年月日
平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 5 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 14 年 6 月 21 日から平成 14 年 10 月 20 日まで

熊本県公告第 513 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂武蔵ヶ丘店
熊本市武蔵ヶ丘一丁目 2 番 51 号
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
- 3 変更の年月日
平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 5 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 14 年 6 月 21 日から平成 14 年 10 月 20 日まで

熊本県公告第 514 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂上熊本店
熊本市上熊本 3-3-20
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

- 変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
 変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
 変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
- 3 変更の年月日
 平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
 代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
 平成 14 年 6 月 5 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課
 平成 14 年 6 月 21 日から平成 14 年 10 月 20 日まで

熊本県公告第 515 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 サンピアンシティモール
 熊本市上南部二丁目 2-2
- 2 変更した事項
 (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
 変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
 変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
- 3 変更の年月日
 平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
 代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
 平成 14 年 6 月 5 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課
 平成 14 年 6 月 21 日から平成 14 年 10 月 20 日まで

熊本県公告第 516 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 クリスタルモールはません店
 熊本市田井島一丁目 2-1
- 2 変更した事項
 (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
 変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
 変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
- 3 変更の年月日
 平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
 代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
 平成 14 年 6 月 5 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課
 平成 14 年 6 月 21 日から平成 14 年 10 月 20 日まで

熊本県公告第 517 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂南熊本店
熊本市南熊本 1-9-27
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
- 3 変更の年月日
平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 5 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 14 年 6 月 21 日から平成 14 年 10 月 20 日まで

熊本県公告第 518 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂日吉店
熊本市日吉 1-8-21
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
- 3 変更の年月日
平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 5 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 14 年 6 月 21 日から平成 14 年 10 月 20 日まで

熊本県公告第 519 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂田迎店
熊本市出仲間七丁目 3-35
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏

- 変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
- 3 変更の年月日
平成 14 年 4 月 9 日
 - 4 変更する理由
代表取締役交代のため
 - 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 5 日
 - 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 14 年 6 月 21 日から平成 14 年 10 月 20 日まで

熊本県公告第 520 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂桜木店
熊本市花立 3-4-1
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
- 3 変更の年月日
平成 14 年 4 月 9 日
- 4 変更する理由
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 5 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 14 年 6 月 21 日から平成 14 年 10 月 20 日まで

熊本県公告第 521 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
(1) 借入物品及び数量 電子メールシステム用パソコン及び関連機器（パソコン 1230 セット及びプリンタ 101 セット） 1 式
(2) 借入物品の規格及び品質等 入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 借入期間 平成 14 年 10 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで
(4) 納入期限 平成 14 年 9 月 30 日
(5) 納入場所 入札説明書による。
(6) 入札方法
ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては 48 月賃借料率で計算すること。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年告示第 420 号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
平成 14 年 1 月 23 日熊本県告示第 48 号（リース・レンタル契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱）により、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 3 入札に参加できる者
2 に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成 14 年 7 月 19 日午後 5 時 15 分までに熊本県企画振興部情報企画課管理班へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を入札までに提出したもの
- 4 契約条項を示す場所等
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

熊本県企画振興部情報企画課管理班（熊本県庁行政棟新館 9 階）

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-383-1111 内線 3086

(2) 入札説明書の交付

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 交付期限は、平成 14 年 7 月 31 日までとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 14 年 8 月 2 日 午後 1 時 30 分

イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 9 階情報企画課内 OA ルーム

(4) 入札書の提出方法

4 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 4 の (1) 記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

5 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県企画振興部情報企画課管理班（熊本県庁行政棟新館 9 階）

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-383-1111 内線 3086

6 その他

(1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数（48 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の (3) 記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(3) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間（48 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(4) 無効の入札

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する無効の入札に該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(6) 最低制限価格

設定しない。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) その他詳細は、入札説明書による。

(9) この調達は、世界貿易機構（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 summary

(1) Name and quantity of commodity

A set of personal computers for

Internal Electronic Mail System(1230 personal computers, 101 printers)

(2) Deadline of supply commodity

September 30th 2002

(3) Place to supply commodity

Shown in the bid explanation form

(4) Date and place to submit bidding proposal

- August 2nd 2002 1:30 p.m.
 Room to submit bidding proposal
 Prefectural Office of Kumamoto
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail
 August 1st 2002
 - (6) Language and currency to be used for bidding
 Japanese language and currency only
 - (7) Name of the department in charge of this bidding contract
 Information & Planning Division.
 Department of Planning & Promotion
 Prefectural Office of Kumamoto 6 - 18 - 1 Suizenji, Kumamoto City.
 Kumamoto Prefecture, 862 - 8570 Japan
 Phone: 096 - 383 - 1111 Ext. 3086

登載依頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成 14 年 6 月 21 日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第 39 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
 別表市町村の表中

水俣市	議会事務局	局長 次長	
	市長部局	本庁	部長 部次長 課長 総務課長補佐 財政課長補佐 行政係長 秘書係長 職員係長 財政係長
		福祉事務所	所長
		総合医療センター	院長 副院長 事務部長 事務部次長 診療部長 総婦長 副総婦長 課長 薬剤科長 技師長 技士長 療法士長 科長 総務課長補佐 総務係長
		湯の児病院	院長 副院長 総婦長 副総婦長 課長 薬剤科長 技師長 技士長 療法士長 科長 事務課長補佐 総務係長
		収入役室	課長
	教育委員会	事務局	教育長 教育次長 課長 教育総務課長補佐 総務係長
	文化会館	館長	
	中学校	校長 教頭	
	小学校	校長 教頭	
	選挙管理委員会事務局	局長	
	監査委員事務局	局長	
	農業委員会事務局	局長	

」を